

公害防止計画に関する参考資料

資料目次

	ページ
公害防止計画について.....	1
環境基本法（抄）.....	2
公害防止計画策定手順.....	3
公害対策会議の組織.....	4
公害防止計画策定状況一覧.....	5
公害防止計画策定地域図.....	6
公害対策事業に係る財政措置.....	7

平成13年7月

環境省 総合環境政策局 環境計画課

公害防止計画について

1. 公害防止計画 - 環境大臣により策定指示され、その同意を要する法定計画

- ・ 公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく法定計画。
- ・ 現に公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的とする地域計画。
- ・ 環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて都道府県知事が策定し、環境大臣の同意を要する計画。

2. 公害防止計画の策定状況 - 全国34地域（平成12年度末）

- ・ 昭和45年12月から昭和52年1月まで、全国の主要な工業都市及び大都市地域のほとんどについて策定され、延べ50地域を数えた。
- ・ その後、地域の見直し、隣接する地域の統合により、平成12年度末で全国34地域において策定されている。

3. 公害防止計画における各種施策

- ・ 地方公共団体等は、発生源等に対する各種規制、環境影響評価、立地指導、土地利用の適正化等の施策を講ずるとともに、下水道整備、廃棄物処理施設整備、公園・緑地等整備等の事業を推進する。
- ・ 事業者は、大気汚染、水質汚濁等の防止のための措置を講ずる。

4. 公害防止対策事業に対する財政上の特別措置 - 補助率の嵩上げ、適債事業の拡大等

- ・ 国又は地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定するもの）については、国の負担又は補助の割合の嵩上げ、地方債の適債事業の拡大等の財政上の特別措置が講じられることとなっており、施策の一層の推進が図られている。
- ・ なお、平成12年度の公害防止対策事業の見込み額は7,802億円、そのうち嵩上げ額は592億円。

嵩上げ額の内訳：廃棄物処理施設整備 570億円
しゅんせつ・導水 15億円
下水道 3億円
監視測定体制整備 1億円 等

環境基本法(抄)

(平成5年11月19日 法律91)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第4節 特定地域における公害の防止

(公害防止計画の作成)

第17条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
- 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第18条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第8節 費用負担及び財政措置等

(地方公共団体に対する財政措置等)

第39条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会等

第2節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第45条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公害防止計画に関し、第17条第4項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であって基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第46条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により内閣総理大臣が任命する。

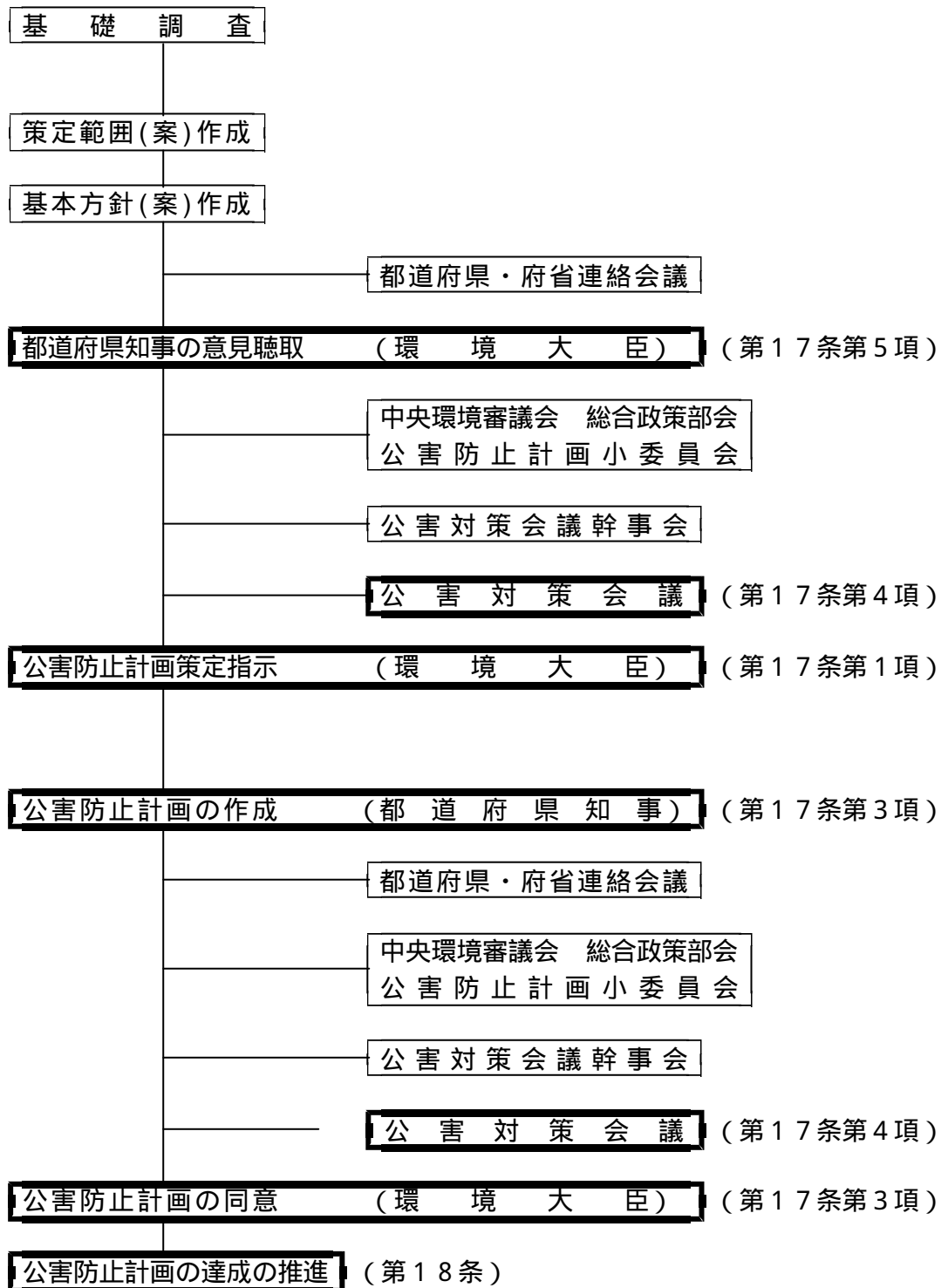
4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

公害防止計画策定手順



(注) 1. は環境基本法に基づくものであり、()内はその条項を示す。

2. は、公害対策会議会長専決要領の規定により、必ずしも開催されない。

公害対策会議の組織

会 長	環 境 大 臣		
委 員	幹 事		
内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣兼科学技術政策担当大臣 経済財政政策担当大臣 規制改革担当大臣 国家公安委員会委員長兼防災担当大臣	内閣府事務次官 警察庁長官 総務事務次官 防衛事務次官 法務事務次官 財務事務次官 文部科学事務次官 厚生労働事務次官 厚農水産事務次官 経産事務次官 国土交通事務次官		
総務大臣 防衛庁長官 法務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 厚農水産大臣 経産大臣 国土交通大臣	警 察 庁 長 官 総 務 事 務 次 官 防 衛 事 務 次 官 法 務 事 務 次 官 財 務 事 務 次 官 文 部 科 学 事 務 次 官 厚 生 労 働 事 務 次 官 厚 農 水 産 事 務 次 官 経 済 事 務 次 官 国 土 交 通 事 務 次 官 環 境 事 務 次 官		

公害防止計画策定状況一覧






(平成13年4月現在)

計 画 期 間 (年 度)	地 域 名	地 域 数	備 考
昭和 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元			
平成 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17			
	札幌, 秋田, 松本・諏訪, 岐阜・大垣, 延岡	7	平成13年度 見直し地域
	四日市		
	愛知		
	鹿島, 埼玉, 東京, 神奈川, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 北九州, 大分	12	平成9年度 策定地域
	千葉		
	和歌山		
	岡山・倉敷	4	平成10年度 策定地域
	富士, 岩国, 大牟田		
	仙台湾, いわき, 富山・高岡, 備後, 周南	5	平成11年度 策定地域
	八戸, 新潟, 静岡・清水, 広島・呉, 下関・宇部, 香川	6	平成12年度 策定地域
	計	34	

(注) 1. 旧計画 現行計画 平成13年度見直し計画

2. 首都圏, 中部圏, 近畿圏における広域的な公害に対応するため, 平成3年度から平成4年度にかけて各圏ごとに圏内地域の策定期間が統一された。
3. 本表は, 平成13年1月現在の「策定地域」及び「地域名」のみ記載している。

公害防止計画策定地域図

-  平成13年度見直し地域
-  平成9年度策定地域
-  平成10年度策定地域
-  平成11年度策定地域
-  平成12年度策定地域



公害防止対策事業に係る財政措置

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について

(平成13年6月現在)

事業区分	事業の細区分	国庫補助金		平成13年度地方債 (率は各年度の「地方債許可方針の運用について」による)	普通交付税	備考 (根拠条項)
		通常の補助負担率	特例補助負担率			
下水道	特定公共下水道	1/3	1/2	50% (S45年度以前に着手した事業は60%)	措置なし	第2条第3項第1号
	都市下水路	4/10	1/2	都道府県 95% 市町村・指定都市 55%	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法付則第5条による)	
	用地 公共下水道 終末処理場 処理施設	1/2 55/100	1/2	90%(公共下水道) 100%(流域下水道)		
緩衝緑地	用地	1/3	1/2	都道府県 95% 指定都市 70% 市町村 75%	措置なし	第2条第3項第2号
	施設	1/2				
廃棄物 処理施設	ごみ	1/4	1/2	95%、100% 95% 都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	措置なし	第2条第3項第3号
	一般廃棄物 処理施設	1/3				
	廃棄物埋立護岸 海洋性廃棄物 処理施設	1/4				
学校環境整備 (公立の義務 教育諸学校)	公害防止工事等	1/3	55/100	都道府県 75% 指定都市・市町村 95%	措置なし	第2条第3項第4号
しゅんせつ ・導水等	河川	1/3	1/2	95% (河川環境整備事業のうち特定河川の流域において実施する河川浄化対策 都道府県・指定都市 70% 市町村 75%)	措置なし	第2条第3項第5号
	港湾、漁港等	0 1/2				
公害対策 土地改良	農業用施設(かんがい排水施設)	55/100	55/100	95%	措置なし	第2条第3項第6号
	その他	50/100 55/100	1/2			
	農用地 (客土・排土等)	50/100 55/100	55/100			
	その他	50/100	1/2			
ダイオキシン 類対策	土壌汚染防止・除去等	1/2	55/100	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	措置なし	第2条第3項第7号
監視測定施設 等整備	公害監視測定設備等	1/3	1/2	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	措置なし	第2条第3項第8号
政令で定める 事業	幼稚園・高等学校 中等教育学校の後期課程	1/3	1/2	都道府県・指定都市 70% 市町村 75% (高等学校整備事業 75%: 臨時高等学校整備事業 95%)	措置なし	第2条第3項第9号
	児童福祉施設	1/3 1/2	1/2 55/100	都道府県・指定都市 75% 市町村 80% (介護施設 100%)		
	老人福祉施設	1/2	55/100			

(注) 港湾公害防止対策事業及び漁港公害防止対策事業(しゅんせつ事業に限る)として行う場合は0、それ以外の事業として行う場合は1/2とする。
 公害防止計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で自治大臣が主務大臣及び環境庁長官と協議して指定した事業についても適用される。
 特定公共下水道及び義務教育施設(学校環境整備)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。(特定公共下水道及び義務教育施設(学校環境整備)においては、通常分として各費目において基準財政需要額に算入される。)